

I. 医療安全管理部門が行う業務に関する基準

- 1) 各部門における医療安全対策の実施状況の評価にもとずき、医療安全確保のための業務改善計画を作成し、それに基づく医療安全の実施状況及び評価結果を記録しています。
- 2) 医療安全管理対策委員会との連携状況、院内研修の実績、患者等の相談件数及び相談内容、相談後の取り扱い、その他の医療安全管理者の活動実績を記録しています。
- 3) 医療安全対策に係る取組の評価等を行うカンファレンスが週 1 回程度開催されており、医療安全管理対策の担当等が参加しています。

2. 医療安全管理者の行う業務に関する事項

- 1) 安全管理部門の業務に関する企画立案及び評価を行っています。
- 2) 定期的に院内を巡回し各部門における医療安全対策の実施状況を把握・分析し、医療安全確保のために必要な業務改善等の具体的な対策を推進しています。
- 3) 各部門における医療事故防止担当者への支援を行っています。
- 4) 医療安全対策に係る体制を確保するための職員研修を年 2 回以上実施しています。
- 5) 医療安全に関するご相談は、医療安全管理者が地域連携室、関係部署と連携を図り、医療安全対策に係る患者・家族の相談に応じる体制を支援しています。